

I-2 障害(者)の範囲 素案

【表題】法の対象規定

【結論】

- 障害者の定義を次のように定める。

この法律において障害者とは、身体的または精神的な機能障害（慢性疾患に伴う機能障害を含む）を有する者であつて、その機能障害と環境に起因する障壁との間の相互作用により、日常生活又は社会生活に制限を受ける者という。

- 障害児の定義を次のように定める。

この法律において障害児とは、前項の障害者のうち十八歳未満である者という。

【説明】

(障害者の定義について)

- (1) 「谷間」を生まない包括的規定について

これまでの国際的、国内的確認をふまえれば、支援を必要としている全ての障害者をもれなく対象とする規定を設ける方向性は、全ての関係者で共有されている。

- (2) 「身体的または精神的な機能障害」について

障害者権利条約1条の「身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害」や障害者

基本法改正案（2011年4月22日閣議決定）の「身体障害、知的障害、精神障害そ

の他の心身の機能の障害」という規定があることから、例示列挙的な規定も考え

られたが、どの特定障害名を例示列挙の対象として条文に明記し、どれを「そ

の他にこれに類する機能障害」に含めるか合意を得ることが難しい。また、例示数

を多くするとそれ以外が実際的には除外される危険性が高まり、新たな障害が

発見・認知される度に法改正作業が必要となるなど、多くの問題がある。そこ

で、法律上の定義は包括的なものとする事とした。

ただし「障害」又は「機能障害」では逆に抽象的・一般的すぎて漏れが生じ

るおそれがあり、また「障害者」＝「身体障害者」との不十分な理解も一部に見

られる。そこで、人の活動実態が身体活動と精神作用であることに着目し、「機能

障害」とは、人の身体活動機能または精神作用機能の双方または一方が、その

全部または一部において喪失し、または減弱した状態と捉えることとし、これ

を表す文言として、「身体的または精神的な機能障害」という文言を採用する

こととしたものである。このように捉えることにより、全ての「機能障害」を谷間

なく拾い上げるとともに、今後新たに発見・認知される障害をも含み得る規定に

なると考えられる。

(3) 「慢性疾患に伴う機能障害を含む」について

難病等の慢性疾患に罹患した者は、疾患に対する医療的サービスとともに、

生活の支障に対する福祉的サービスの両方が必要となる場合が多い。しかし
難病などで症状が変動する場合には「障害」と認定されず生活支援から除外さ
れるのが一般的である。この現状に照らせば、「機能障害」の解釈として、「疾患」
によるものを除くとする解釈が採られかねない危険がある。そこでこの文言を
注意的に規定した。

(4) 「環境に起因する障壁との間の相互作用」について

障害者権利条約の前文(E)項を参考に、「障害」を、障害者が他の者と平等
な立場で社会に参加することが制限されていることとして捉え、そうした参加
の制限が環境の障壁との相互作用で生じていることを示すものである。なおこ
れは参加の制限を解決するために障壁除去が重要であることを一般的に示すた
めの説明であって、本法の支援の対象者であるか否かを確認する際に、個々の
障害者について具体的に障壁や相互作用を特定する必要はない。

(5) 「日常生活または社会生活に制限」について

前述のように、「障害」を障害者が社会に参加することの制限として捉える
以上、「生活」とは主要な活動であるか否かを問わず、また「制限」とは多大な
支障であるか否かを問わず、広く解される必要がある。本法の支援の対象者と
すべきかどうかの主要な基準は、「制限」の有無よりもその「制限」を解決す

るための支援の必要性の有無にあることを想起すべきである。

(「障害児」の規定について)

障害児(福祉)支援は主に児童福祉法で行うが本法でも障害児への支援を行う

ことからこのような規定とした。